

「第4期みやぎ観光戦略プラン改定案（中間案）」 に対する御意見の募集について

県では、「富県宮城の実現」及び「東日本大震災からの再生とさらなる発展」に向け、観光振興を重点的な取組分野に置き、「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」をを図ることを目的に「第4期みやぎ観光戦略プラン（以下「プラン」という。）」により、観光施策に取り組んでおります。

このような中、令和元年12月に海外で初めて確認され、現在も世界中で感染の流行が継続している新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）により、国内外の観光客入込数等は激減し、多くの観光事業者等に甚大な影響が出ていることから、まずは、感染拡大防止対策を徹底するとともに、観光の回復に努めることが必要です。

このため、プランの計画期間を1年間延長するとともに、従来の4つの観光戦略に、感染症からの回復戦略を加えた改定プランを策定することとなりましたので、改定案に対する皆様の御意見・御提案等を募集します。

1 公表する案の名称

第4期みやぎ観光戦略プラン改定案（中間案）

2 公表する関係資料

第4期みやぎ観光戦略プラン改定案（中間案）

第4期みやぎ観光戦略プラン改定案（中間案）【概要版】

〔参考〕みやぎ観光回復戦略（仮）原案【概要版】

3 関係資料の公表場所

観光課、県政情報センター、各地方振興事務所（地域事務所）県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く）、観光課ホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/>）

4 御意見等の提出及びお問合せ先

宮城県経済商工観光部観光課観光企画班（電話022-211-2823）

【郵送の場合】 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

【FAXの場合】 022-211-2829

【電子メールの場合】 kankoup@pref.miyagi.lg.jp

※電話による意見等の提出はできません。

5 御意見等の提出方法

（1）郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法

（2）御意見等提出の様式は自由ですが、いずれの方法でも、住所、氏名（団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を必ず記載してください。

（3）言語は日本語に限ります。

6 御意見等の募集期間

令和2年9月7日（月）から令和2年10月6日（火）まで

※郵便の場合、令和2年10月6日（火）必着とします。

7 今後の予定

皆様から頂いた御意見等とそれに対する宮城県の考え方につきましては、宮城県産業振興審議会答申の成案と併せて、上記「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。

8 その他

皆様から頂いた御意見等に対しては、個別に回答することはありません。ただし、御意見等に記載された氏名（団体・企業名）等については、公表する場合があります。